

令和2年9月3日

第4回 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの
構築に係る検討会

資料2

新たな住宅セーフティネット制度等について

①新たな住宅セーフティネット制度について

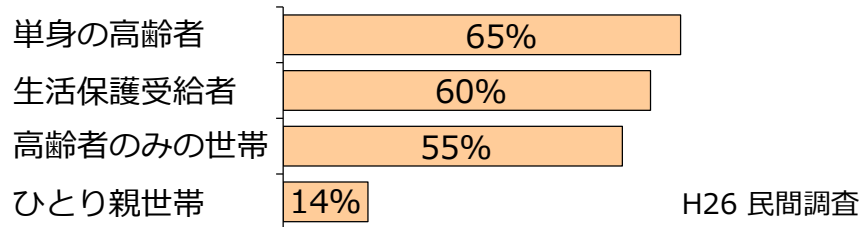
※「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」は、H29.4.26 に公布、H29.10.25に施行。

新たな住宅セーフティネット制度の創設の背景(H29法改正時)

住宅確保要配慮者の状況

- ・ 高齢者の単身世帯が大幅増
(H27) 601万世帯 → (H37) 701万世帯
- ・ 若年層の収入はピーク時から1割減
【30歳代給与】 (H9) 474万円 → (H27) 416万円
- ・ 子どもを増やせない若年夫婦
【理想の子ども数を持たない理由】
- 家が狭いから：16.0%
- ・ 特にひとり親世帯は低収入
【H26年収】 ひとり親 296万円
⇔ 夫婦子育て世帯 688万円
- ・ 家賃滞納等への不安から入居拒否

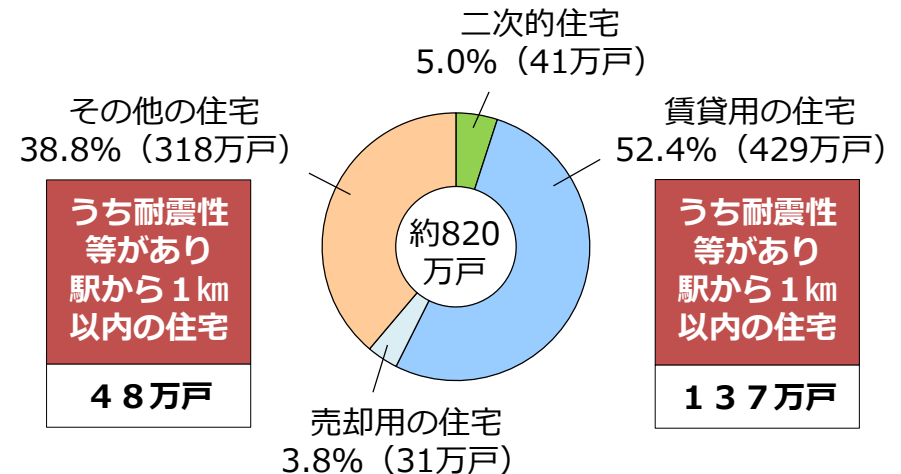
【大家の入居拒否感】



住宅ストックの状況

- ・ 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
【管理戸数】
(H17) 219万戸 → (H26) 216万戸
- ・ 民間の空き家・空き室は増加傾向
(H15) 659万戸 → (H25) 820万戸

【空き家・空き室の現状】



空き家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

住宅確保要配慮者の範囲

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・ 外国人等
(外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)
- ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者
(発災後3年以上経過)
- ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

新たな住宅セーフティネット制度の概要

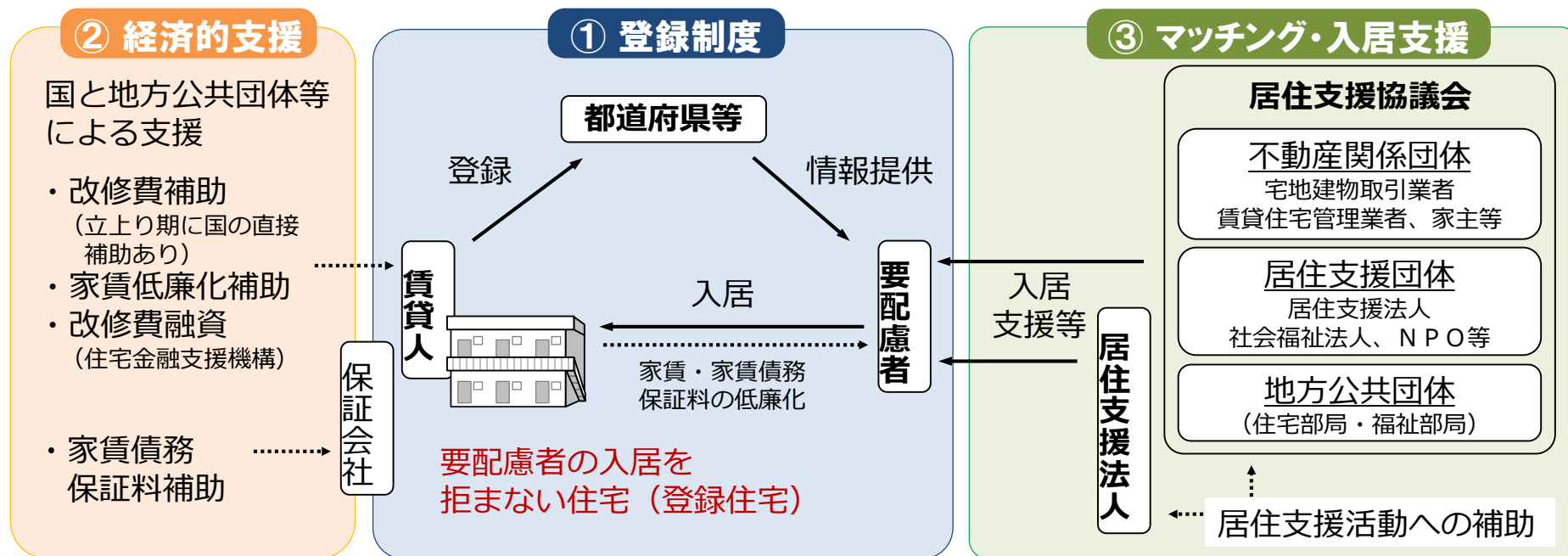
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



新たな住宅セーフティネット制度の施行状況(R2.8.31時点)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

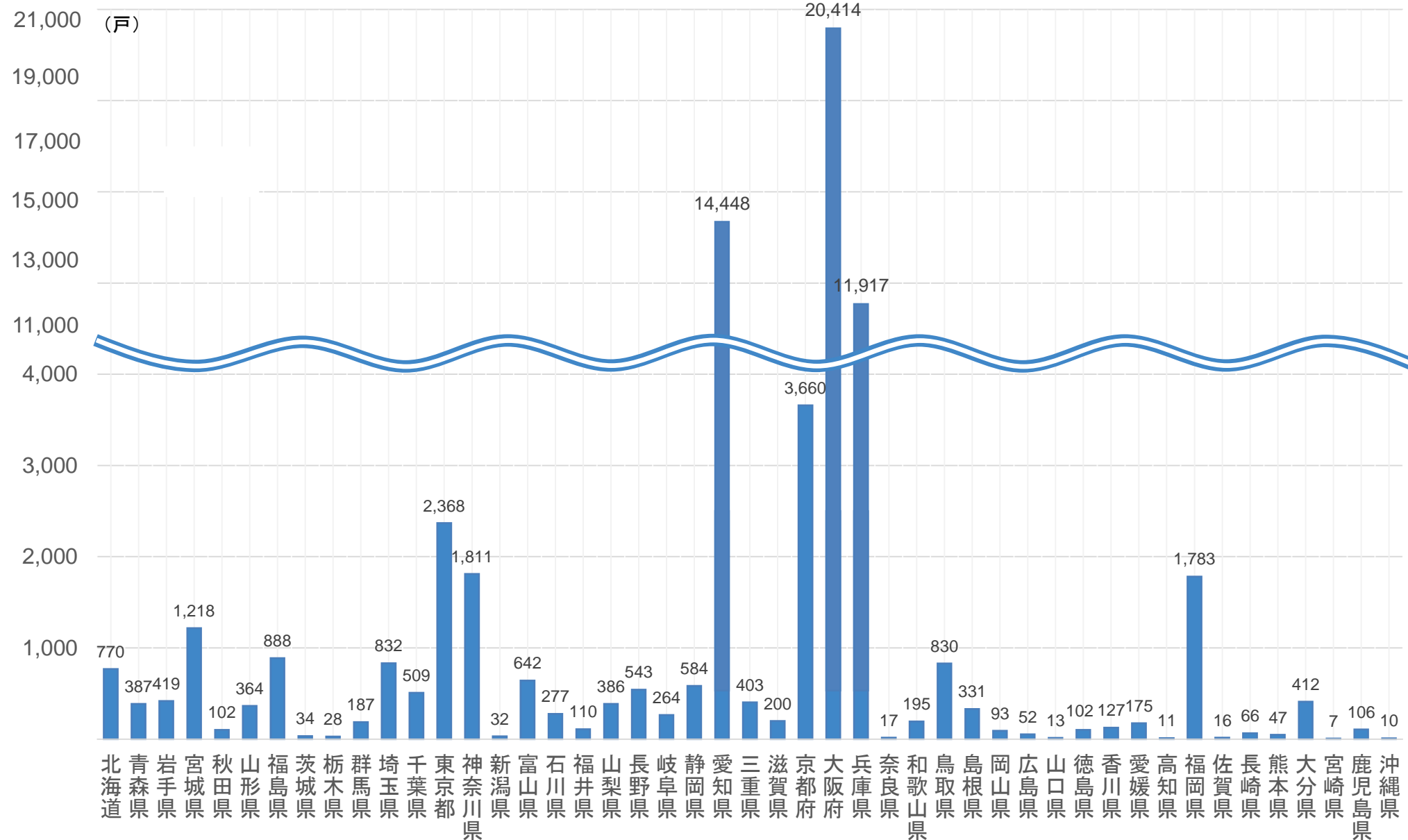
【新たな住宅セーフティネット制度の施行状況】

	施行状況	備考
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	<p>68,190戸 (47都道府県)</p> <p>※受付・審査中の96,604戸を合わせると164,794戸</p>	<p>北海道770戸、青森県387戸、岩手県419戸、宮城県1,218戸、秋田県102戸、山形県364戸、福島県888戸、茨城県34戸、栃木県28戸、群馬県187戸、埼玉県832戸、千葉県509戸、東京都2,368戸、神奈川県1811戸、新潟県32戸、富山県642戸、石川県277戸、福井県110戸、山梨県386戸、長野県543戸、岐阜県264戸、静岡県583戸、愛知県14,448戸、三重県402戸、滋賀県200戸、京都府3660戸、大阪府20,414戸、兵庫県11,917戸、奈良県17戸、和歌山県195戸、鳥取県830戸、島根県331戸、岡山県93戸、広島県52戸、山口県13戸、徳島県102戸、香川県127戸、愛媛県175戸、高知県11戸、福岡県1,783戸、佐賀県16戸、長崎県66戸、熊本県47戸、大分県412戸、宮崎県7戸、鹿児島県106、沖縄県10戸</p>
居住支援法人の指定	<p>344者 (46都道府県)</p>	<p>北海道21者、青森県2者、秋田県1者、岩手県3者、宮城県5者、山形県1者、福島県5者、茨城県3者、栃木県3者、群馬県2者、埼玉県7者、千葉県13者、東京都33者、神奈川県14者、新潟県2者、富山県1者、石川県4者、福井県5者、山梨県3者、長野県1者、岐阜県4者、静岡県5者、愛知県22者、三重県3者、滋賀県4者、京都府8者、大阪府56者、兵庫県12者、奈良県6者、和歌山県6者、鳥取県2者、岡山県8者、広島県4者、山口県4者、徳島県1者、香川県3者、愛媛県7者、高知県3者、福岡県25者、佐賀県3者、長崎県3者、熊本県14者、大分県5者、宮崎県1者、鹿児島県2者、沖縄県4者</p> <p>※島根県：0者</p>
居住支援協議会の設立	<p>100協議会</p>	<p>47都道府県 53市区町(北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、西東京市、横浜市、鎌倉市、川崎市、小海町、名古屋市、岡崎市、岐阜市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市)</p>
供給促進計画の策定	<p>36都道府県 15市町</p>	<p>北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、旭川市、盛岡市、いわき市、千葉市、西東京市、横浜市、川崎市、相模原市、岡崎市、加古川市、倉敷市、福岡市、熊本市、大分市、栃木県茂木町</p>

※家賃債務保証業者の登録：73者

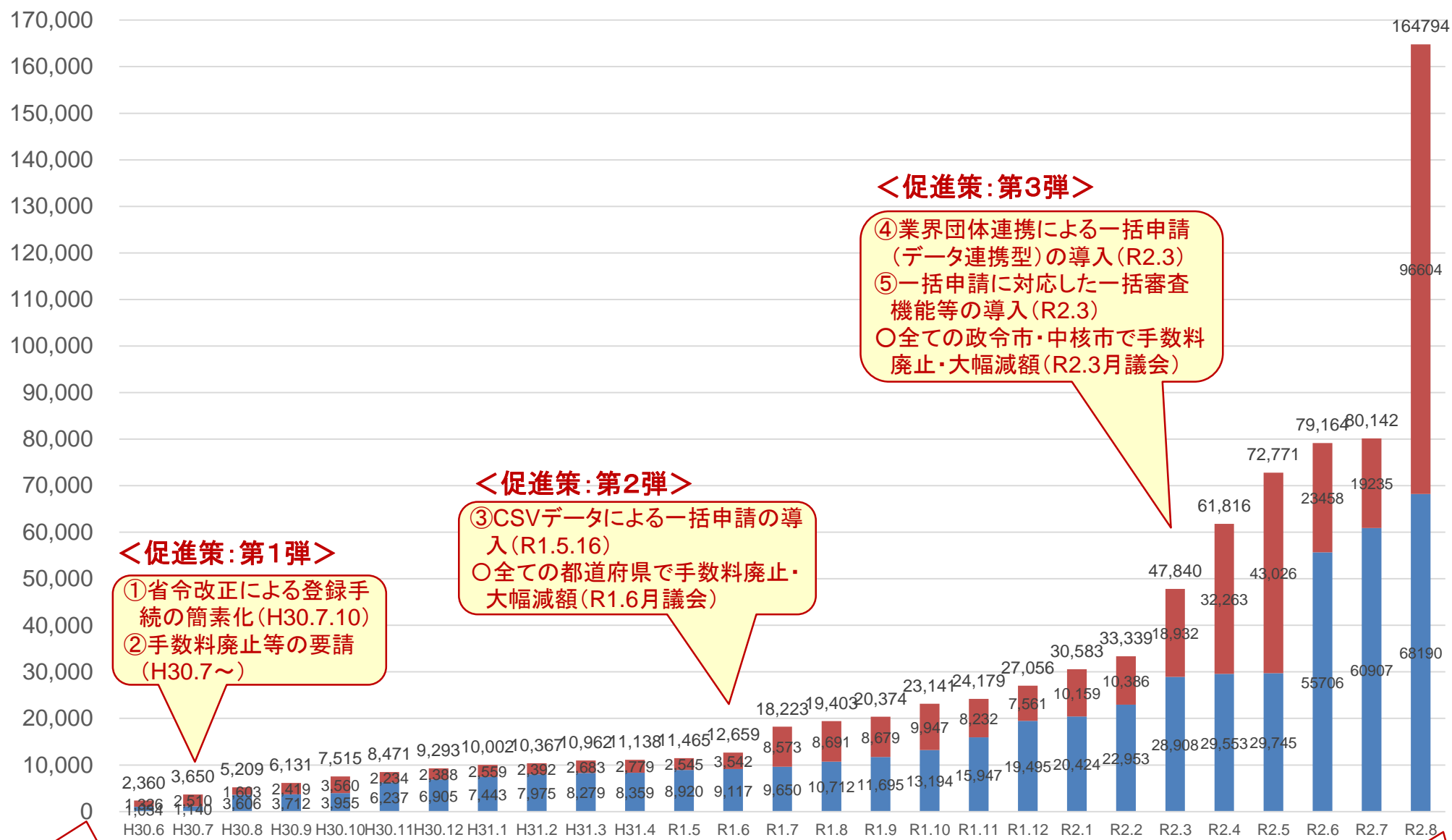
セーフティネット住宅の都道府県別登録戸数(R2.8.31時点)

【都道府県別セーフティネット住宅登録状況】



セーフティネット住宅の登録戸数の月別推移(H30.6~R2.8)※月末時点

(戸)



<促進策:第1弾>
 ①省令改正による登録手続の簡素化(H30.7.10)
 ②手数料廃止等の要請(H30.7~)

<促進策:第2弾>
 ③CSVデータによる一括申請の導入(R1.5.16)
 ○全ての都道府県で手数料廃止・大幅減額(R1.6月議会)

<促進策:第3弾>
 ④業界団体連携による一括申請(データ連携型)の導入(R2.3)
 ⑤一括申請に対応した一括審査機能等の導入(R2.3)
 ○全ての政令市・中核市で手数料廃止・大幅減額(R2.3月議会)

改正住宅セーフティネット法の施行(H29.10.25)

<継続的实施>
 ⑥地方公共団体への直接訪問や全国説明会等(先進的な取組の横展開)、居住支援の推進

目標:17.5万戸(R3.3)

セーフティネット住宅(専用住宅)への経済的支援の概要・実施見込み(R2.8時点)

1. 登録住宅の改修に対する支援措置

(補助を受けた住宅は専用住宅化)

事業主体等	大家等
補助対象工事	①共同居住用住居への用途変更・間取り変更、②バリアフリー改修(外構部分含む)、③防火・消火対策工事、④子育て世帯対応改修、⑤耐震改修、⑥居住のために最低限必要と認められた工事、⑦居住支援協議会等が必要と認める改修工事
補助率・補助限度額	【補助金】：国1/3 (制度の立上り期、国の直接補助) 【交付金】：国1/3 + 地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助) ※国費限度額はいずれも50万円/戸 (①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円/戸加算)
入居者要件等	家賃水準について一定要件あり(特に補助金は公営住宅に準じた家賃)
その他	要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置

(専用住宅として登録された住宅)

事業主体等	I 大家等	II 家賃債務保証会社等
補助対象	I 家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸)	II 入居時の家賃債務保証料 (国費上限3万円/戸)
補助率	国1/2 + 地方1/2 (地方が実施する場合の間接補助)	
入居者要件等	入居者収入(月収15.8万円以下)及び補助期間(Iは原則10年以内等)について一定要件あり	

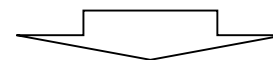
※「登録住宅」と「専用住宅」

- 登録住宅：住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録した住宅
- 専用住宅：登録住宅のうち住宅確保要配慮者専用住宅として登録した住宅(複数の属性の住宅確保要配慮者を入居対象者として設定可能)

令和2年度の補助事業実施見込み自治体

※R2.4アンケートを元に、R2.8に聞き取り調査等により確認

都道府県	政令市中核市	改修費	家賃	家賃債務保証料	都道府県	政令市中核市	改修費	家賃	家賃債務保証料	
北海道	札幌市			○	神奈川県	横浜市		○	○	
	網走市	○	○			静岡県	長泉町		○	
	音更町		○	○		愛知県	名古屋市	○	○	○
岩手県	盛岡市	○			京都府	岡崎市	○		○	
	花巻市	○	○	○		京都市	○	○	○	
	一関市	○				宇治市	○			
宮城県	大崎市	○	○		大阪府	(府)			○	
	(県)	○				豊中市			○	
山形県	山形市	○	○		兵庫県	(県)	○	○	○	
	鶴岡市	○	○	○		神戸市		○		
	寒河江市	○			姫路市		○			
	南陽市	○	○	○	神河町		○			
	大石田町		○		和歌山県	(県)	○			
	舟形町	○				岡山市	倉敷市		○	
福島県	白鷹町	○	○	○	鳥取県	(県)	○	○	○	
	石川町	○				鳥取市	○	○	○	
栃木県	栃木市		○			倉吉市		○	○	
	茂木町		○		南部町		○			
群馬県	前橋市	○			徳島県	(県)	○	○/○		
埼玉県	さいたま市			○		東みよし町	○			
千葉県	千葉市			○	福岡県	(県)	○			
	船橋市		○			福岡市	○	○	○	
東京都	(都)	○	○	○	鹿児島県	朝倉市	○			
	墨田区		○	○		(県)	○			
	世田谷区				薩摩川内市	○	○			
	豊島区	○	○	○	徳之島町	○				
	練馬区	○	○		沖縄県	那覇市	○			
	八王子市	○	○	○		竹富町		○		
	府中市			○						



○：社総交又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金による支援を実施
○：都府県単費による支援(市区町村への補助)を実施

令和2年8月時点の調査では、セーフティネット住宅の改修費が35団体、家賃低廉化等※が41団体で補助事業を実施見込み。

※家賃低廉化35団体 + 家賃債務保証料低廉化のみ実施6団体

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況 100協議会が設立（令和2年8月31日時点）

- 都道府県（全都道府県）
- 市区町（53市区町）

この他、60市区町村で設立検討中
（うち19市区町村が令和3年度までに設立予定）

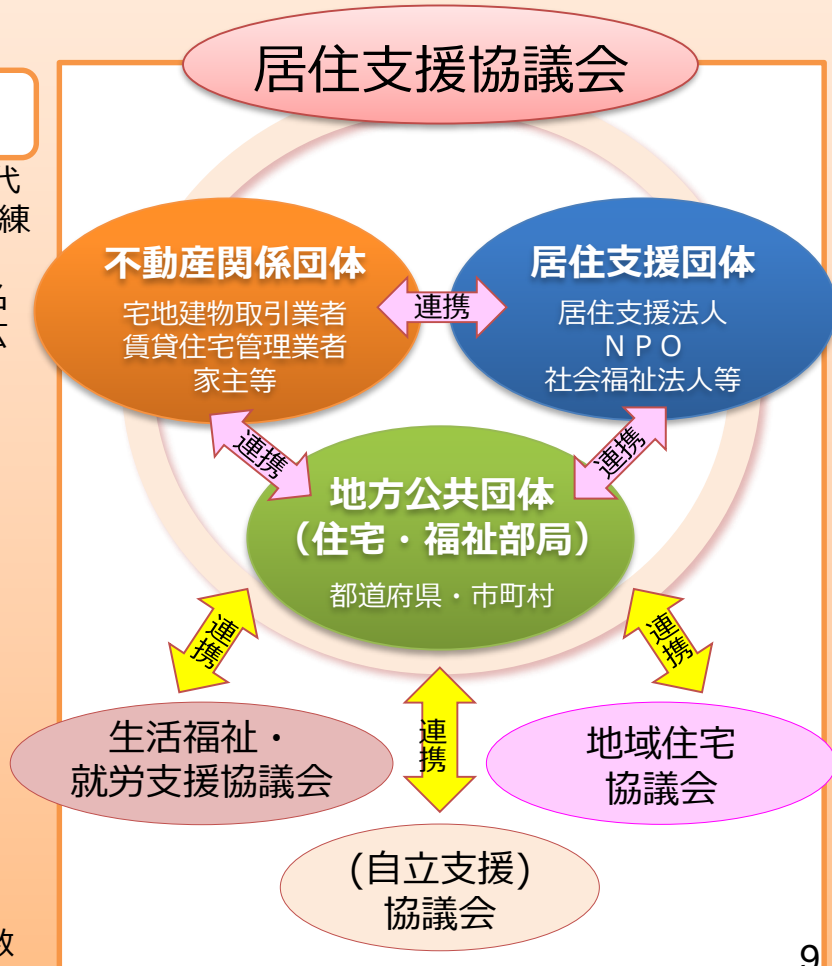
北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、練馬区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、西東京市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和2年度予算〕
共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.5億円）の内数



居住支援協議会の設立目標

居住支援協議会の設立状況

100協議会が設立（R2年8月31日時点）

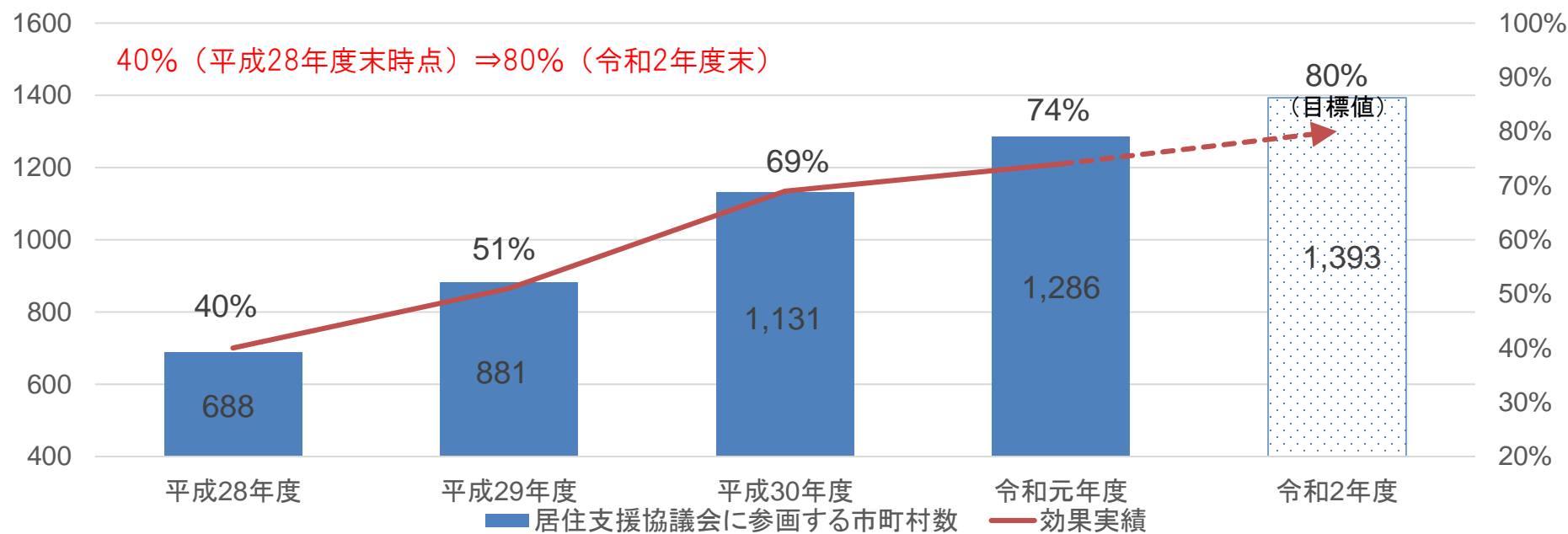
○都道府県（全都道府県）

○区市町（53区市町）

- ・北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、大田区、練馬区、江戸川区、葛飾区、八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、西東京市、横浜市、鎌倉市、川崎市、名古屋市、岡崎市、長野県小海町、岐阜市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市

この他、60市区町村で設立検討中
(うち19市区町村が令和3年度までに設立予定)

居住支援協議会に参画する市区町村及び自ら設立する市区町村の合計が全体(1,741市区町村)に占める割合



(出典):平成17年～平成26年 総務省「人口統計」
平成27年～平成37年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
(公益社団法人・財団法人を含む)
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

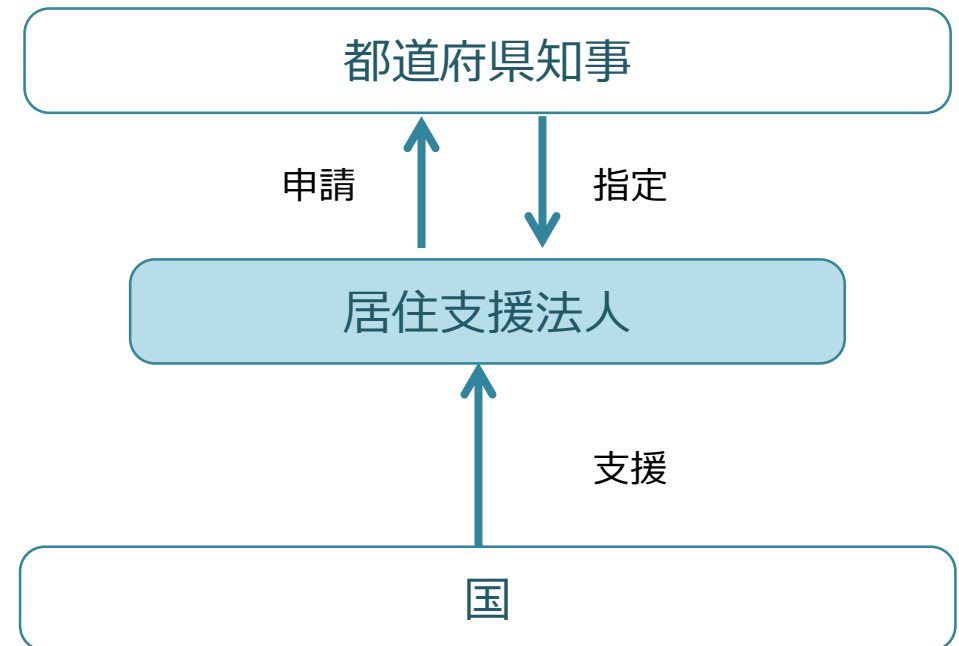
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る
情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円）。
[R2年度予算] 重層的住宅セーフティネット構築支援事業（10.5億円）の内数

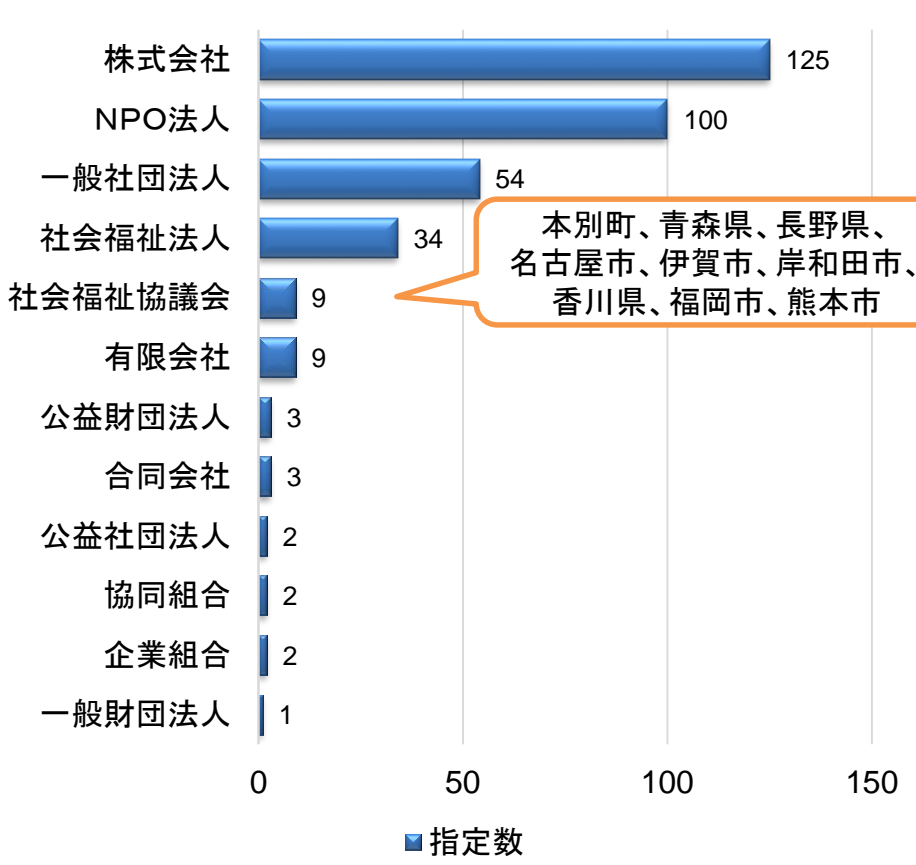
【制度スキーム】



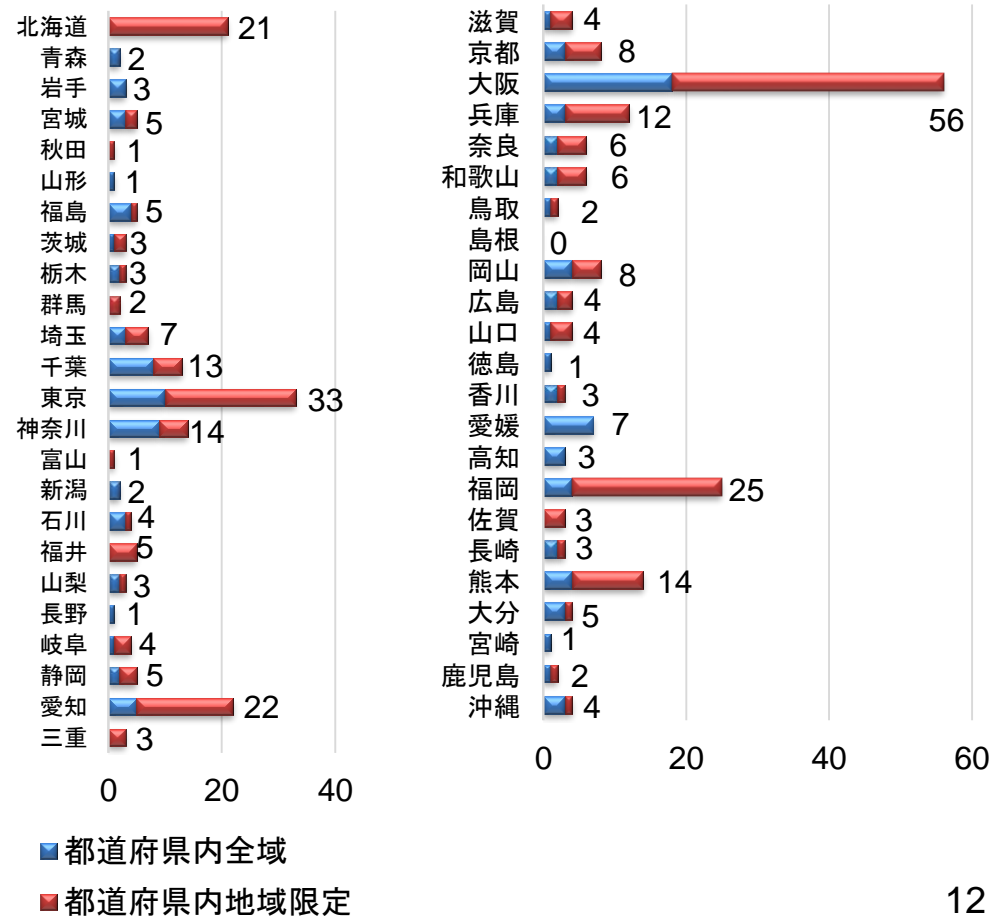
居住支援法人制度の指定状況

- 46都道府県 344法人が指定 (R2.8.31時点)
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況 (全体の約65%)
- 都道府県別では、大阪府が56法人と最多指定。指定実績がないのは1県

■ 法人属性別



■ 都道府県別



居住支援協議会等活動支援事業の概要

目的

- 住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅（新たな住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅等）への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組み等を支援する。

令和2年度予算：共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（10.5億円）の内数

- [事業主体] 住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会等
- [補助率] 定額 [上限額は以下を参照]
- [事業期間] 令和2～6年度（5年間）

事業内容

居住支援協議会または居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業への支援

【補助上限額】 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動を行う場合は12,000千円/協議会等）

【募集期間】 居住支援協議会：令和2年3月26日～8月31日
居住支援法人：令和2年4月28日～5月29日

- 【対象事業】
- ・入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等）
 - ・入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等）
 - ・死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等）
 - ・セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及）
 - ・関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み 等

居住支援協議会の概要

- 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- 設立状況；100協議会（全都道府県・53市区町）が設立（R2.8.31時点）

居住支援法人の概要

- 都道府県により、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社等 が指定
- 設立状況；344者（46都道府県）が指定（R2.8.31時点）

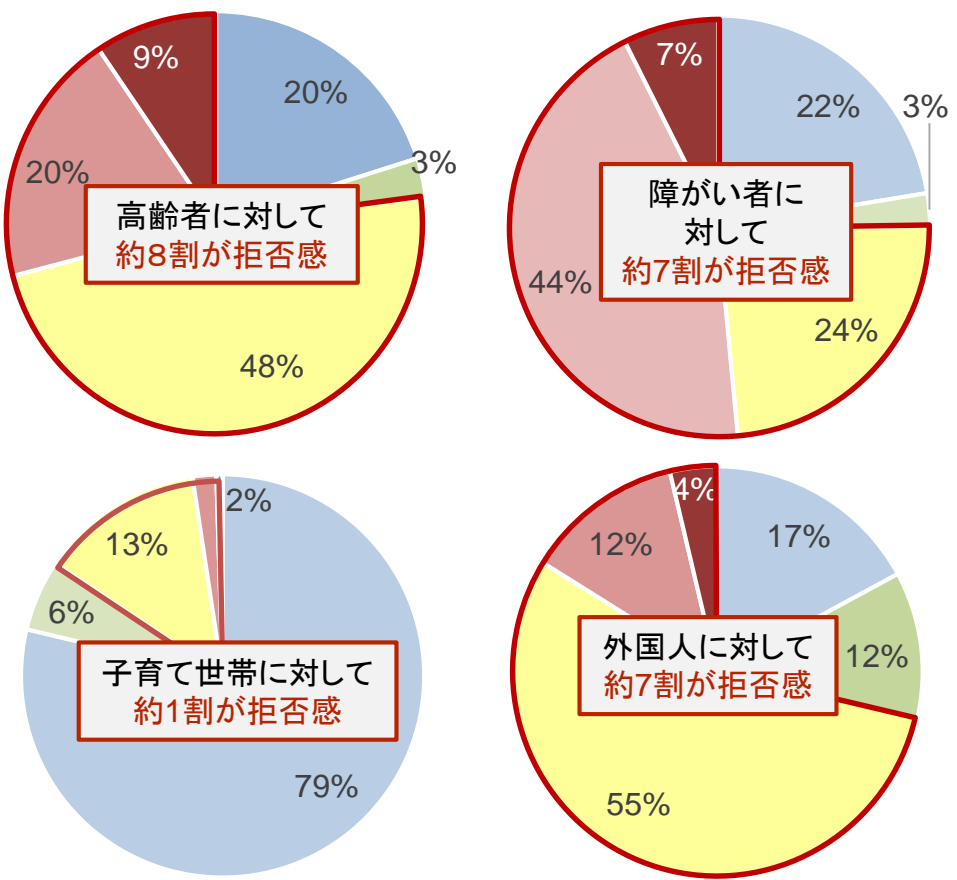


②住宅確保要配慮者への住居提供の実態

住宅確保要配慮者に対する賃貸人の入居制限の状況

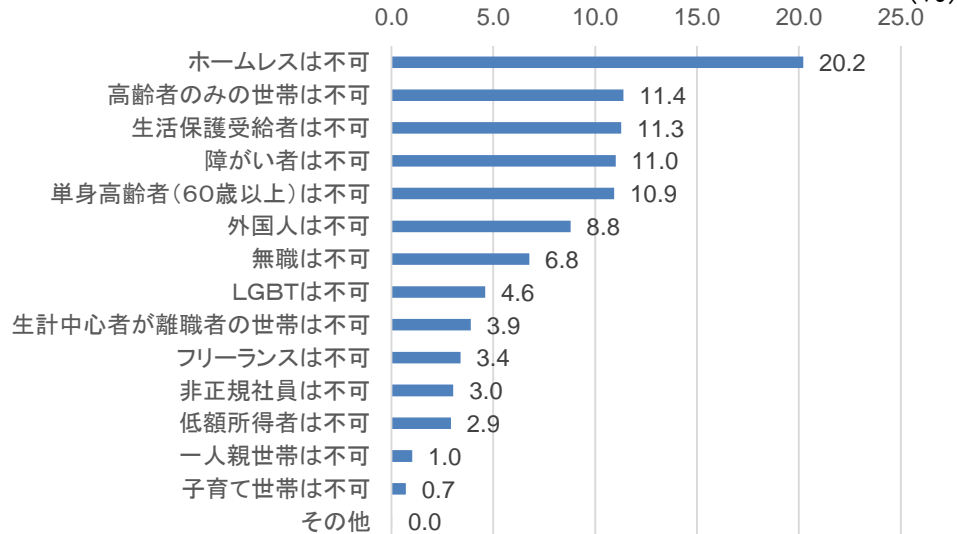
○住宅確保要配慮者の入居に対して、賃貸人の一定割合は拒否感を有しており、入居制限がなされている状況。家賃の支払いに対する不安等が入居制限の理由となっている。

住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人の意識

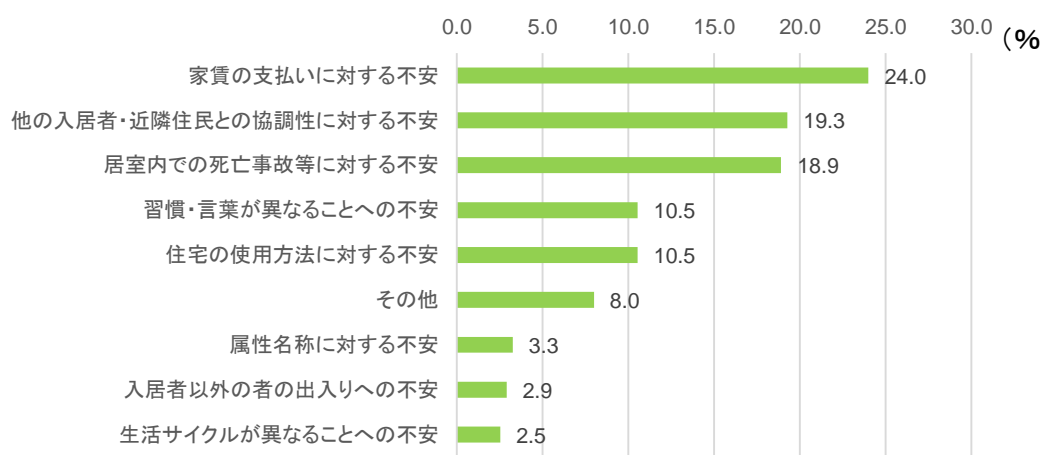


■ 従前と変わらず拒否感はない
■ 拒否感はあるものの従前より弱くなっている
■ 従前より拒否感が強くなっている
■ 従前は拒否感があったが現在はない
■ 従前と変わらず拒否感が強い

入居制限の状況



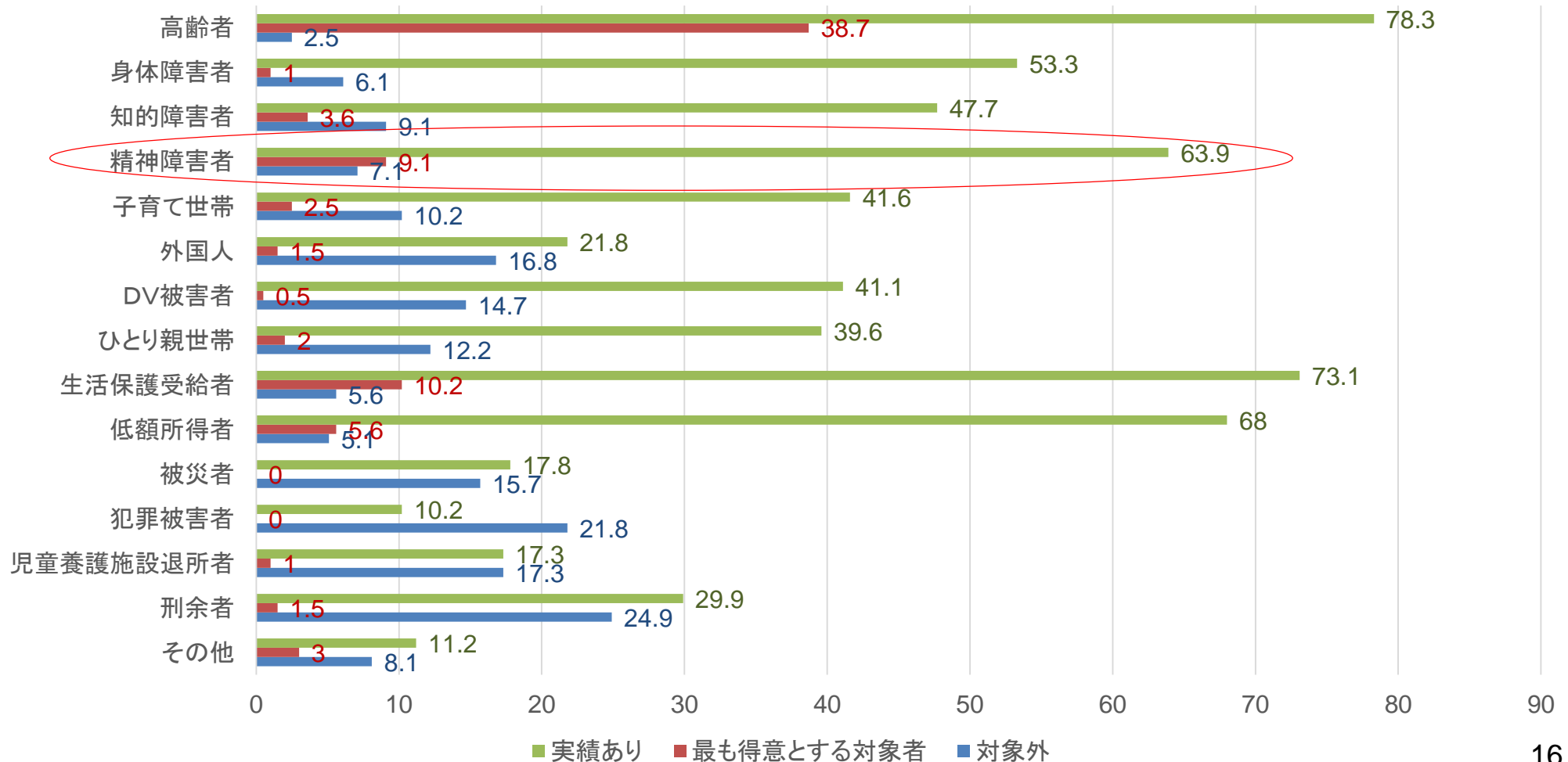
入居制限する理由



(居住支援法人フェースシート調査結果)属性別の支援状況

- 支援実績を見ると、**幅広い属性に対して支援**していることが見てとれる。
- 一方で、**最も得意とする対象者には偏り**があり、**対象外の属性も一定程度存在**。

【①対象者ごとの実績あり・(実績なし)・対象外、②最も得意とする対象者】



精神障害者への居住支援の事例

事例① ～ 関係機関の連携による、充実したサポート～

【対象者のプロフィール・状況】

- ・40代男性(市の社協からの紹介・20代より引きこもり状態)
- ・母、姪と同居していたが母が亡くなり、未成年である姪は施設に入所することになったため、引越を希望

【対応方】

- ・本人宅で、社協と基幹相談の職員同席の上、面談を実施
- ・保証人が無く、携帯電話も無い状況だった為、法人が家主から物件を借り上げるサブリース形式で物件を提案
別日に再度、面談時のメンバーで物件の内見も実施
- ・本人の希望に近い物件で決まり、契約についても当社で対応
- ・入居後は以前から利用している、訪問看護を継続利用。看護師が定期訪問を行い、精神疾患以外にも、持病である痛風の相談や食事指導を受けながら、自分なりのペースでの生活を継続

事例② ～ 退院後の生活を見据えた、入院中のケア会議を開催～

【対象者のプロフィール・状況】

- ・50代男性
- ・近隣トラブルの為、転居することになるも、本人の特性から物件がなかなか見つからない
- ・保証人なし

【対応方】

- ・転居先が決まる前に退去時期がきてしまったため、シェルター、ホテルの利用を経て、ストレスから体調を崩し、精神科病院へ入院
- ・戸建ての物件を紹介、内覧同行、本人も気に入ったので賃貸借契約に向けて業者との調整
- ・保証会社の審査が通り、入院中に退院後の体制を整えるためのケア会議を2回開催。本人・病院関係者・地域の相談支援専門員等が参加し、退院後の通院治療、ヘルパーサービス、訪問看護や緊急時の対応について確認
- ・退院して在宅生活開始。入居後は保証支援(連帯保証人および保証会社の緊急連絡先)、安否確認(郵便や電話による連絡と訪問)などの支援サービスを提供

③住宅と福祉の連携について

住宅部局と福祉部局の連携について

- 賃貸住宅供給促進計画の策定を始めとして、セーフティネット住宅の登録促進や居住支援活動の充実等を図るに当たっては、住宅確保要配慮者の置かれている状況や賃貸住宅のニーズ等を適確に把握するため、住宅部局と福祉部局が意見交換を行うなど連携して取り組むようお願いいたします。

■ 地方公共団体の住宅部局から聞かれた意見

「特に相談が寄せられることもないので、住宅の確保に困っている人はいないはずだ。」

⇒ 地方公共団体の福祉部局等には相談が寄せられており、住宅部局では実態を把握できていないだけではないでしょうか。地方公共団体の福祉部局からは、例えば、単身高齢者や生活保護受給者、精神障害者、刑務所の出所者などで住宅の確保に苦慮している具体のケースがあると聞いています。

「公営住宅に空きがあるから、セーフティネット住宅は必要ない。」

⇒ 空いている公営住宅は、立地が悪いなどの理由で住宅確保要配慮者のニーズと合っていないのではないのでしょうか。また、身寄りのない高齢者等が保証人を求められたため、公営住宅に入居できなかったというケースも聞いています。公営住宅以外の選択肢が地域に多くあった方がよいのではないのでしょうか。

「民間賃貸住宅の空室は多く、大家は入居者を拒まないはずだ。」

⇒ 家賃滞納や孤独死等のリスクを回避するため、大家の一部は住宅確保要配慮者の入居を断っており、入居できる賃貸住宅を見つけられない方が多くいるという現状です。住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅をわかりやすい形で探すことができた方が望ましいのではないのでしょうか。 19

住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策（見取り図）（案）

住宅確保要配慮者等に対する効果的な居住支援の実現に向けては、①居住支援協議会が関係者の連携ネットワークを構築しつつ、②ハード面の供給、③連帯保証人・緊急連絡先の確保、④入居支援等、⑤生活支援の提供、の5本柱で進めていくことが必要。

対象者 支援施策	低所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	障害者	子育て世帯 (ひとり親・多子世帯)	DV被害者	児童養護施設 退所者
関係者の連携	居住支援協議会(基礎自治体レベルの活動の充実)★					
ハード面の供給	保護施設★ 無料低額宿泊所等	特別養護老人ホーム★ 認知症高齢者グループホーム▲ 養護老人ホーム★ 軽費老人ホーム★ 有料老人ホーム★ サービス付き高齢者向け住宅★	障害者グループホーム (共同生活援助を行う場)▲ (※2) 福祉ホーム★		婦人保護施設● 婦人相談所一時保護施設● 母子生活支援施設★	
	公的賃貸住宅(公営住宅・地域優良賃貸住宅等)★					
	民間賃貸住宅(新たな住宅セーフティネット制度):①登録住宅(入居拒否しない住宅)★、②専用住宅(改修費補助・低所得者の家賃低廉化)★【新設】(※1)					
連帯保証人・緊急 連絡先の確保	居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度):①居住支援法人による家賃債務保証●、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)					
	家賃債務保証会社(民間):①一定の要件を満たす家賃債務保証会社を登録☆、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)					
入居支援等 (相談、住宅情報、契約 サポート、コーディネート 等)	社会的養護自立支援事業(仮称)★ (ひとり親及びDV被害者は、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設退所者に限る)					
	居住支援協議会★、居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度)【新設】●(※1)					
生活支援 の提供	生活困窮者自立支援制度(居住支援)★					
	居住の安定確保支援事業 (生活保護受給者)★	地域支援事業▲ (高齢者の安心な住まいの 確保に資する事業) 介護予防・日常生活支援 総合事業) 介護保険サービス▲	地域移行支援▲ 地域生活支援事業 (居住サポート事業等)★ 障害福祉サービス等 (居宅介護・地域定着支援等) ▲	母子・父子自立支援員★ ひとり親家庭等 日常生活支援事業★ ひとり親家庭等 生活向上事業★	婦人保護事業★	社会的養 護自立支 援事業 (仮称)★ 児童養護 施設退所 者等に対 する自立 支援資金貸 付事業●
	保護施設★ 一部の無料低額宿泊所等	日常生活自立支援事業				

【施策】 【実際の措置等】

: 国交省 ☆ : 国
 : 厚労省 ★ : 都道府県、市町村
 : 共管 ● : 都道府県
 : ▲ : 市町村

(※1) 新たな住宅セーフティネット制度については、関連法案を平成29年2月3日に閣議決定、4月26日に公布。
 (※2) 課題である障害者の高齢化・重度化に対応するため、重度障害者に対応したグループホームを創設予定(H30年度～)
 (※3) 高齢者向けの施策として、上記のほか「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」により、①住まいの確保支援、②入居支援及び生活支援を実施(H26～)

住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置。 ※平成28～30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

構成員

<厚生労働省>

子ども家庭局長
社会・援護局長
障害保健福祉部長
老健局長

<国土交通省>

住宅局長

<法務省>

矯正局長
保護局長

※ 出入国管理庁はオブザーバー参加

<福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

<住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会(日管協)
- ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協会)
- ・公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
- ・公益社団法人 全日本不動産協会(全日)

<矯正・保護関係>

- ・更生保護法人 全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

議題(案)

- 第1回連絡協議会 (令和2年8月3日開催)
- ・各省の施策の現状・課題等
- ・各関係団体からの報告(コロナ禍を含む現状と課題等)
- ・地方支分部局のブロック単位での連携体制構築

今後の地方ブロックにおける福祉・住宅行政等の連携(案)

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、地方ブロック単位で**地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会**(以下「委員会」という。)が連携して、情報交換やヒアリング等を行うことにより地方公共団体等への支援に取り組む。

厚生労働省

北海道厚生局(札幌市)、東北厚生局(仙台市)、関東信越厚生局(さいたま市)、東海北陸厚生局(名古屋市)、近畿厚生局(大阪市)、中国四国厚生局(広島市)、九州厚生局(福岡市)

法務省

※委員会は対応する矯正管区に連絡

北海道委員会(札幌市)、東北委員会(仙台市)、関東委員会(さいたま市)、中部委員会(名古屋市)、近畿委員会(大阪市)、中国委員会(広島市)、四国委員会(高松市)、九州委員会(福岡市)

連携

国土交通省

北海道開発局(札幌市)、東北地方整備局(仙台市)、関東地方整備局(さいたま市)、北陸地方整備局(新潟市)、中部地方整備局(名古屋市)、近畿地方整備局(大阪市)、中国地方整備局(広島市)、四国地方整備局(高松市)、九州地方整備局(福岡市)、沖縄総合事務局(那覇市)

連携

連携

■居住支援協議会等に係る情報交換会

地域の実情を踏まえた、よりきめ細やかな居住支援を実施するため、居住支援協議会について、体制構築や運営にあたってのハードルを洗い出し、先進事例・関連事例の紹介・意見交換等を通じて、市区町村単位の設立促進等を図る。

- 北海道開発局、北海道厚生局、北海道委員会(矯正管区含む。以下同じ。)
- 東北地方整備局、東北厚生局、東北委員会
- 関東地方整備局、関東信越厚生局、関東委員会
- 中部・北陸地方整備局、東海北陸厚生局、中部委員会
- 近畿地方整備局、近畿厚生局、近畿委員会
- 中国地方整備局、中国四国厚生局、中国委員会
- 四国地方整備局、四国厚生支局、四国委員会
- 九州地方整備局、九州厚生局、沖縄総合事務局、九州委員会

■三地方支分部局の開催会議の相互参加 等

＜厚生局主催の主な実績＞

地域包括ケア推進都県協議会、地域包括ケア推進政令市協議会、地域包括ケア推進課長会議、地域包括ケアに関する市町村向けセミナー、若年性認知症施策担当者会議

＜地方整備局主催の主な実績＞

すまいづくり推進会議、大規模集合住宅勉強会

＜委員会主催の会議(予定)＞

福祉事例研究会

※上記のほか、住宅・福祉分野等に係る議題について、随時、相互参加する等により連携を実施